

●エコファーマー

たい肥等による土作りを基本とした化学肥料、化学農薬の使用量を低減する生産方式（持続性の高い農業生産方式）の導入計画を県知事に認定された農業者の愛称です。

●大型量販店ネットワーク（食品安全情報ネットワーク）

熊本地方卸売市場関係者、熊本市内の大型食品量販店等及び熊本市保健所食品保健課で構成し、食に関する情報の共有化や意見交換を行っています。



●海面漁業

沿岸、沖合、遠洋などにおいて、利潤または生活の質を得るために水産生物を採捕することです。一方、陸域（河川・湖沼・ため池・用水路等）で営まれる漁業のことを内水面漁業といいます。ただし、琵琶湖、浜名湖、厚岸湖、霞ヶ浦などは漁業法では海面として指定されています。

●管理栄養士・栄養士

栄養士とは、栄養士法に基づき、養成施設を卒業後、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養指導に従事する人のことです。

管理栄養士とは、栄養士の中で、国家試験により厚生労働省の免許を受けた者で、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導を行うことを業とする人のことです。

●教育ファーム

子どもから大人まで、生産者の指導の下、「種まきから収穫まで」の一連の農作業を体験します。その中で、体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関する活動への理解を深めることを目的としています。

具体的には、「体験者が、実際に農林水産業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を、年間2日以上行うこと」と、定義しています。

●熊本県食品の衛生に関する指導基準

国が定めている「食品、添加物等の規格基準」に規定のない食品の中で、食品の品質の向上や食中毒を防止するために、熊本県が独自に一部の食品に、「熊本県食品の衛生に関する指導基準」として一般細菌数や大腸菌群などの基準を定めているものです。現在、「そうざい」、「調理米飯（おにぎり等）・調理パン類（サンドウィッチ等）」、「豆腐」、「生菓子」に基準が定められています。

●熊本市市場食品衛生監視所

熊本地方卸売市場（通称「田崎市場」）内にある市場会館の5階にある施設です。熊本市保健

所の職員が、そこで田崎市場を流通する農産物の残留農薬の簡易検査や水産物の細菌検査などの検査を行っています。

●熊本市食品衛生協会

食品業界の衛生水準の向上を図り、公衆衛生の増進に寄与することを目的とした団体で、食品衛生指導員による巡回指導、食品衛生責任者養成講習会、食品衛生月間（8月）による衛生普及活動、各種表彰事業等を実施しています。

●グリーンツーリズム

農山漁村地域で自然、文化、農林水産業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

● 欠食・欠食率

欠食 欠食とは、1日3回の食事を基本として1回でも食事をしないことや、菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合や錠剤・カプセル・顆粒状のビタミン・ミネラル・栄養ドリンク剤のみの場合を言います。

成果指標での欠食率は「あなたはふだん朝食を食べますか？」という問いに対して「ほとんど食べない」と回答した市民の割合を示しています。

●健康危機

食中毒、感染症、毒物劇物などにより市民の生命や健康の安全を脅かす事態のことをいいます。

●健康危機管理

健康危機に対して行う発生予防、拡大防止、医療の確保などの業務のことをいいます。

●健康づくりできます店

熊本市民の健康づくりを応援する飲食店や食品販売店の登録制度。栄養成分表示・ヘルシーメニュー・ヘルシーオーダー・地産地消・健康づくりの情報提供など13の登録項目があり、店内に登録証及びステッカーを掲示しています。

●健康食品

健康食品は法令上明確な定義はなく、一般的には「普通の食品」よりも健康に良いと称されて売られている食品のことです。

●県民健康・栄養調査

県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、5年毎に身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにする調査のことです。